

序 章 はじめに

第1章 都市計画マスタープランの概要

1-1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本方針」であり、都市計画区域を有する市町村に策定を義務づけられたものです。

都市計画マスタープランでは、当町における長期的な都市の将来像や、町が定める都市計画の基本的な方向性を明らかにするとともに、将来の土地利用や都市施設の整備、開発、又は保全の基本的な考え方を定めています。

1-2 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、当町が都市計画を決定又は変更する際の基本方針となるとともに、町民や事業者と協働でまちづくりを進めていく上で共有する指針となります。

都市計画マスタープランには、主に以下のような役割があります。

●都市及び地域の将来像を明らかにする

- ・住民や事業者に対して長期的なまちづくりの方向性を分かりやすく示すことで、都市計画に対する理解と参加を促します。
- ・将来どのような整備、開発又は保全が行われるかを具体的に示すことで、地域が主体となったまちづくりへの関心や意欲を深めます。

●都市計画の総合性や一体性を確保する

- ・土地利用や都市施設の配置など、個々の都市計画の整合性を図ることで、総合性や一体性を持ったまちづくりを進めることができます。

●町が定める都市計画の根拠となる

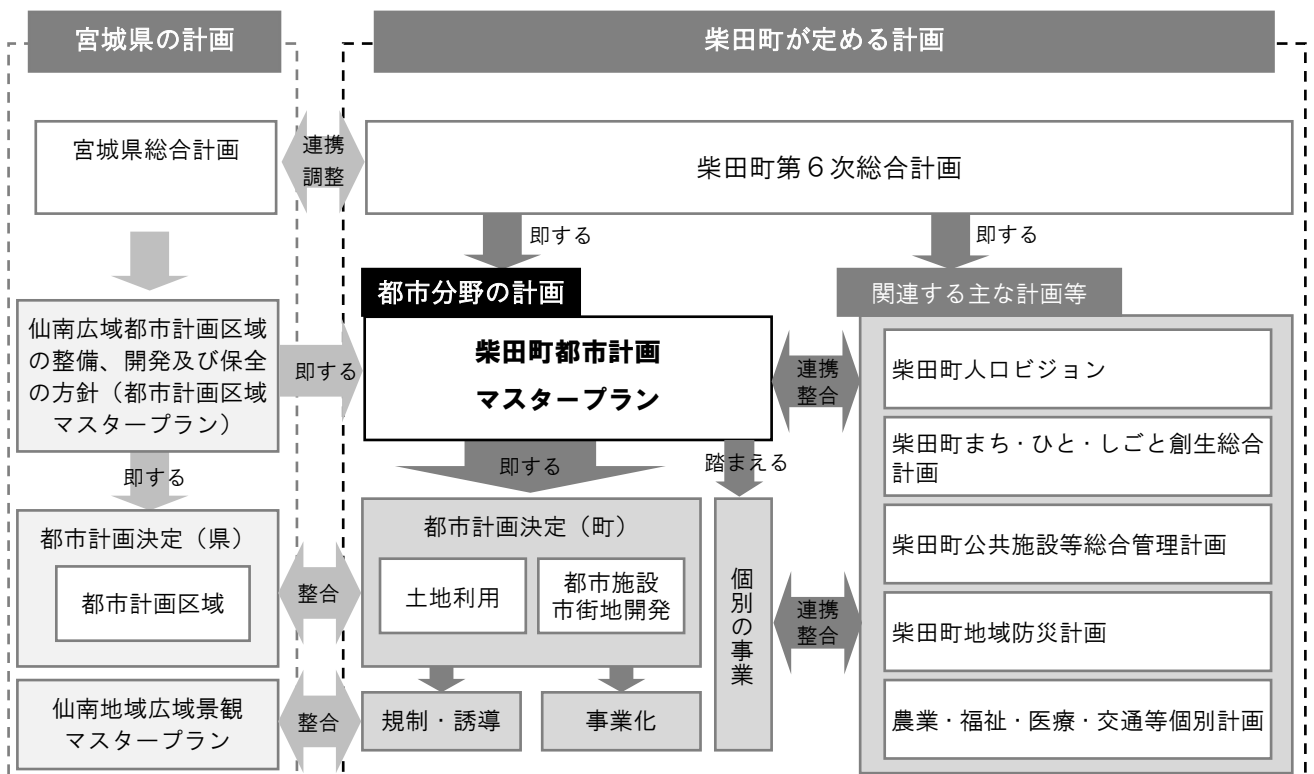
- ・町が定める都市計画について、その目的や理由を住民や事業者に理解してもらうとともに、県や関係市町と協議や調整を行う際の根拠となります。

1-3 計画の位置付け

柴田町都市計画マスタープランは、都市計画法（第18条の2）に定められた「市町村の都市計画に関する基本方針」であり、上位計画である第6次柴田町総合計画（平成31年3月）や宮城県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即しつつ、都市の長期的な都市づくりの方向性を総合的・体系的に示す計画です。

土地利用、道路・公園等の都市施設の配置、市街地開発事業等の個別の都市計画を決定又は変更する場合は、交通、産業、防災などの関連計画と連携・整合を図りつつ、都市計画マスタープランに即して定めることとされています。

■ 計画の位置づけ



1-4 計画期間と対象区域

(1) 都市計画マスタープランの目標年次

柴田町都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した将来像や将来都市構造を示すものとし、目標年次を 2040 年（令和 22 年）に定めます。

目標年次概ね 20 年後



(2) 計画対象区域

柴田町都市計画マスタープランで扱う内容は、主に都市計画区域内を中心とします。

■計画対象区域図

